

## 規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称	立入権限の拡充、輸入品等の対策強化、要緊急対処特定外来生物に係る対策の創設及び一部の外来生物に係る規制枠組みの整備
規制の区分	改正（拡充）
担当部局	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
評価実施時期	令和4（2022）年3月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）では、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外国起源の外来種を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬、輸入、譲渡、放出等を規制するとともに、対象とする生物ごとに防除の目標や方法などを定めて公示した上で、防除を行う旨が規定されている。また、特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれのある輸入品等の検査、消毒及び当該輸入品等に係る消毒、廃棄命令について規定されている。</p> <p>これについて、以下の改正を行う。</p> <p>○ 立入権限の拡充</p> <p>主務大臣及び地方公共団体の長並びにこれらの委任を受けた事業者は、特定外来生物の防除の必要性の判断のための調査の目的で、他人の土地等へ立入り、調査を行えることとする。</p> <p>○ 輸入品等の対策強化、要緊急対処特定外来生物に係る対策の創設</p> <p>物品の輸入時における検査対象に、特定外来生物又は未判定外来生物が存在しているおそれのある土地及び施設を追加するとともに、消毒・廃棄命令の対象を拡大する。</p> <p>特定外来生物のうち、まん延した場合に著しく重大な生態系等に係る被害を生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該生物を発見した場合において検査、防除その他拡散防止のための措置を緊急に行う必要があるものを要緊急対処特定外来生物（現時点ではヒアリ及びその近縁種を想定。）として政令で指定できることとする。</p> <p>主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が存在しているおそれのある物品、土地、施設等の検査及び関係事業者等に対する報告徴収並びに当該要緊急対処特定外来生物が存在している物品、土地、施設等の消毒命令等を行えることとする。また、当該検査中の物品又は移動施設の移動禁止命令を行えることとする。</p> <p>主務大臣は、物品の輸入に伴う要緊急対処特定外来生物のまん延の防止のための事業者の対処指針を策定するものとし、事業者に対し当該指針に係る取組に関し報告徴収、勧告、命令等を行えることとする</p> <p>○ 一部の外来生物に係る規制枠組みの整備</p> <p>特定外来生物であって、我が国における生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況に鑑み、本法の規定を全面適用すると、かえって生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあるものを政令で指定し（現時点ではアメリカザリガニ等を想定）、当該指定を受けた特定外来生物については、当分の間、政令で、飼養等の禁止、輸入の禁止、譲渡し等の禁止及び放出等の禁止の全部又は一部の適用を除外できることとする。</p>
想定される代替	○立入権限の拡充、輸入品等の対策強化、要緊急対処特定外来生物に係る対策

案	<p>の創設</p> <p>立入検査の主体を国及び地方公共団体のみとする。要緊急対処特定外来生物が存在しているおそれのある物品については国内への上陸を禁止する。</p>	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	消毒廃棄に係る費用：年間1,190万円 ヒアリ混入の防止対策：(ワンプッシュ消毒を行う場合)約1億3,035万円 等	上陸禁止物品が多数となり、少なくとも左記費用よりも高額となる。
行政費用	立入検査：仮に年間件数を10件とすると、52,000円程度 報告徴収：仮に年間件数を17件とすると9万円程度	事前把握困難
直接的な効果(便益)の把握	下記費用の削減 定着初期防除費用：年間6億8,300万円 日本全土定着時被害額：年間6,560億円	定着リスクが残るため、定着時に左記の費用が発生する可能性あり。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	ヒアリ類への規制強化による検査技術の向上や各事業者でのヒアリ類混入防止の取組の促進	積極的な事業者の取組による技術的発展
費用と効果(便益)の関係	費用としては、ヒアリ対策としてより高額なヒアリ混入防止のための対策費用(ワンプッシュ消毒をした場合の1億3,035万円)が満額かかるとしても、効果(初期の防除費用約6億8,300万円、日本全土への定着後の被害額約6,560億円)が大きいと、明らかに効果(便益)が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。	
その他の関連事項	令和2年2月から10月までにかけ実施された「外来生物法施行状況評価検討会」やその後開催した「外来生物対策のあり方検討会」を経て、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会にてとりまとめられ令和4年1月11日に答申された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について(答申)」の内容に基づいて立案している。	
事後評価の実施時期等	特定外来生物の生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に係る附則第4項において法施行後5年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から5年経過後に事後評価を実施する。	
備考		